

令和4年教育委員会第6回定例会会議録

開会日時 令和4年6月10日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月 京子
委 員 日高 芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 上原 有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、上原委員と壺内委員にお願いいたします。

本日の議案第21号につきましては、特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、本案件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第21号につきましては、非公開といたしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が1件、報告事項等が2件でございます。

議案第21号「いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査について」

— 非公開 —

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「令和3年度『放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）』の実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは資料「令和3年度『放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）』の実施結果について」報告させていただきます。

まず1の「事業目的」でございますけれども、放課後子ども事業は、授業終了後、小学校の施設を使用した学習や遊び等を通して、異学年の児童や地域の大人との交流を図り、児童の自主性、社会性及び創造性を養い、これらの活動を地域の人材が支援することで、地域の教育力の向上を図るというものでございます。

2の「実施状況」でございます。この表は、令和2年度、3年度の実績を列記させていただいております。数値は各年度末時点のものを記載してございます。この2年間、令和2年度、3年度ともいずれもコロナ禍の影響を受けた年度でございます。

表の内容につきまして、説明させていただきます。まず対象学年ですけれども、表の2行目、1年生から6年生までの全学年を対象としている小学校が3年度は2校増加いたしまして、24校となりました。

続きまして、6行目を見ていただきたいのですが、6行目の対象者数でございますけれども。

3年度実績、1万5,247人。2年度実績と比較いたしまして、40人減とほぼ変化はございません。その下でございます、登録者数と登録率でございますが、それぞれ2年度と比較して低いものとなっております。どちらも例年は、年度当初は低く、年度末に向けて高くなる傾向がございますけれども、3年度は、年度末にかかる1月から新種のコロナウイルスの感染拡大により、登録者数が伸び悩んだことが原因と考えられます。

続きまして、延べ登録者数と延べ参加者数でございますが、こちらは2年度を大きく上回っております。これは、次の3のところでも説明させていただきますけれども、1度は全校休止となったわくわくチャレンジ広場でございますが、地域の児童指導サポーターの皆様のご協力によりまして、令和3年度に向けて再開した学校が増えましたので、おかげで実施日数も増加したということが原因だと思います。

平均参加率も、延べ参加者数の増加により2年度を上回っております。

総じて、コロナ禍からの回復の兆しが見えてきた実績となっているのではないかと考えてございます。

一方で、見守りの担い手でございますサポーター登録者数でございますが、サポーターの高齢化が進んできたことに加えて、コロナ禍の影響でサポーターを辞退する方も増え、現在、1,000人を割り込んでいる状況でございます。

3の「活動再開及び継続への取組」でございますが、新型コロナウイルス感染拡大により、わくわくチャレンジ広場は令和2年2月末一斉に事業を休止いたしましたけれども、各校の児童指導サポーターと感染状況を踏まえた実施方法などにつきまして定期的に協議を行い、休止中のわくわくチャレンジ広場の多くが段階的に活動再開に取り組んでいただき、令和3年度末には、49校中41校が再開いたしました。令和4年度に入り、5校が再開し、現在46校が再開しているところでございます。

しかし、終了時刻の繰り上げや、学年によって曜日を指定するなど限定的に実施しているところも多いというのが現状でございます。現在は、感染状況や見守り体制等を踏まえながら、各地で実施方法等を検討・見直しながら、わくわくチャレンジ広場の全校再開及び継続実施に取り組んでいるところでございます。

裏面をご覧ください。4の「対象学年の拡大」でございます。2の「実施状況」のところでも、1年生から6年生までの全学年を対象としている小学校が2校増加したとの説明をいたしましたけれども、表に記載のとおり、こすげ小学校と半田小学校が1・2年生を対象枠に拡大したことで、それぞれ全学年を対象とすることとなりました。

次に5の「プログラムの実施状況」でございますが、これは主に宿題をサポートする学習プログラムや文化、スポーツプログラムとして、書道や工作などを実施いたしました学校数をまとめたものでございます。学習プログラム実施校は10校。文化プログラム実施校は3校。スポーツ

プログラム実施校は、令和2年度に引き続きゼロという結果となっております。

最後に本資料には、A3判の表「『放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）』全校実施状況」を参考までに添付させていただいております。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** わくわくチャレンジ広場のご説明、ありがとうございます。1点、気になったところとしましては、サポーター登録数が減ったということをおっしゃっていましたが、数年前から高齢化が進んでいて、人材を少しずつ探していかなければならないという話がありました。そのままコロナ禍になって、今、活動が少しずつ再開し出してきている中で、人数的に間に合っているのかなというのが少し心配なのですけれども、今後のサポーターの募集の状況や、展望といたしますか、その辺はいかがでしょうか。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** サポーター数は、先ほど報告いたしましたように1,000人を割り、900人台になってございます。何とかこの人数で今のところは、各わくわくチャレンジの会場については運営していただいているところでございます。ただ、今後もやはり募集をかけて確保していかなければいけないところはございます。

現在は「広報かつしか」におきましては、年2回、定期的に募集の記事を掲載させていただいております。そのほか、募集チラシを作りまして、各校に掲示をさせていただいているところでございます。それに併せまして、わくわくチャレンジ広場のいろいろな取組の中で、青少年委員会や青少年育成地区委員会といった地域教育団体に声をおかけして、サポーターを確保していただいているといった実例がございます。このような実例をなるべく多くの学校と共有して、そういう形でのサポーターの確保にも今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございます。少し安心しました。以前は、地域のご年配の方が多くやられていまして、少しでもお若い方が入ったらいいなと思っていました。「広報かつしか」でも2回、募集の告知をされているということでしたら、保護者もこれを見てやりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういう形で児童・生徒のわくわくチャレンジ広場をサポートできたらいいなと思っています。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○**教育長** よろしいですか。

上原委員。

○**上原委員** やはり、正直に言いますとこのサポーターのことは気になるのです。例えばシルバー人材センターの方たちが、登下校の通学案内業務をやっているじゃないですか。シルバー人

材センターの方に聞くと、学校には、会員の中でもそういう業務に適性のある人を入れるのです。サポーターも誰でもいいというわけではないではないですか。特に子どもさんたちを相手にする場合、その辺の選別がすごく難しいと思います。要するに、誰が来てもいいですよというのではないのです。やはり、ある程度しっかりと教育を考えている方が来てくれないと困るのです。

今後のことで、本当にサポーターが少なくなってきたということであるならば、例えばシルバー人材センターのようなところで、本当にいい方たちがいらっしゃれば、話し合っってそういう人たちに行ってもらってもいいと思いますし、いろいろな手法を考えていったほうがいいと思うのです。今、社会自体が、60歳を過ぎたとしてもどんどん働きなさいと言われていた時代ですから、以前のように定年になったから「はい、サポーターやりますよ」と言う人は減っているのです。今は絶対的に65歳までは働くという人が増えているし、70歳まで働くという人も増えているわけですから。そう考えると、そこでやってくれる人材というのは少なくなっている。ですから、いろいろな器を広げるのは大切だけれども、ほかとの連携みたいなことも考えていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 わくわくチャレンジ広場自体が、児童が地域の方々の見守りの中、安全かつ安心して自由に遊んで、また学んでいただくという場所ですので、そういったものを私ども教育委員会で提供していくというところでは、地域の方に見守っていただくのが基本なのかなと思っております。

ただ、今後そういう確保が難しくなるような状況ということも考えられる部分がございますので、委員のご意見にございました、ほかのところとの連携ということも今後は検討を進めてまいりたいと思います。

○教育長 上原委員。

○上原委員 このわくわくチャレンジ広場ができて、もう15、16年ぐらいはたっていると思うのです。ですから、これができた当時の葛飾の地域の状況と今の状況というのは、すごく変わってきているのです。そういったこともあると思うので、やはり常に見直しをしていかないと。地元の人が見守るのは確かにいいですし、その人たちを中心にしなければいけないのだけれども、資料を見ると、終了時刻が5時までとか6時までとか、場所や日によって違っていたり、学年を決めているというのは人がいないからなのですよ。はっきり言えば、コロナだけの問題ではなくて、そういう人材が足りないから、何時までとか、曜日を区切ったりとかしているのだと思います。それはわくわくチャレンジ広場の中の工夫だと思うのです。もちろん、課長がおっしゃるとおりなのだけれども、今後、形がどんどん変わってきているから、それに向けて取組の仕方も新しい発想でもっていかないと、このまま維持するのは難しいですよ。どんどん先細りになる。ですから、その点をお願いしたいと思います。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** わくわくチャレンジ広場でございますけれども、平成 14 年度から順次少しずつ展開してきた事業でございます、もう 20 年たっている、そういった事業でございます。委員おっしゃいましたとおり、社会情勢も随分変化してまいりまして、そうした状況の中で、よりよい子どもの見守り方というのは、ぜひこれからも研究させていただいて、検討して、時代に合った形での見守り方というのを考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**教育長** 望月委員。

○**望月委員** 課長、説明ありがとうございます。20 年たっているとお聞きしましたがけれども、本当に現在、始まった頃からサポーターをやっている方というのは、まだいらっしゃるのです。そうすると、そのとき 50 歳で始めた人でも、もう 70 歳になっているわけじゃないですか。ですから、サポーターの方がまた辞めてしまったという話はよく聞きます。コロナ禍になってからは、わくわくチャレンジ広場をやらなくなったというのもありまして、サポーターが今、本当に少ないのです。その中で、サポーターをどういうふうを増やそうかというのは、そのわくわくチャレンジ広場の中でも、皆さんが一生懸命新しい人に入ってもらうように努力しているのですけれども、なかなか難しい状況だと思います。

それで、先ほど青柳委員が、若い人が入ってくればいいねというお話をさせていただきました。本当に、若い人が子どもたちと一緒に見守ってくださったら良いなと私も思いました。現在、小・中学生の子どもさんを育てている方でも、中にはお勤めされていない保護者の方もいらっしゃると思うのです。そういう人たちに、ぜひわくわくチャレンジ広場に来て働いてほしいとお願いして、入ってもらうという努力も必要なのではないかと思いました。その方法もみんなで考えていければいいなと思っております。

よろしく申し上げます。

○**教育長** ご意見ということでありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の 1 を終わります。

次に、報告事項等の 2 「区政一般質問要旨（令和 4 年第 2 回区議会定例会）」の報告をお願いします。

教育次長。

○**教育次長** それでは、6 月 7 日、8 日に行われた令和 4 年第 2 回区議会定例会の一般質問について、ご報告をいたします。

今回は 6 人の議員さんから 8 項目の質問がございました。それでは、質問者順に概要をご報告いたします。

1 枚おめくりいただいて、1 ページをご覧くださいと思います。公明党、下山しんいち議

員のご質問でございます。学校給食食材購入費に対する公費補助については物価等の動向を十分に把握しながら、柔軟に対応していただきたいとのご質問に対して、これまでの公費補助の経過を説明した上で、今後も引き続き物価動向を注視し、児童・生徒に必要な栄養量を満たした学校給食を、保護者の負担を増やすことなく提供できるよう対応してまいりたいと、教育長から答弁をいたしました。

続いて3ページをご覧くださいと思います。区民連合、かわごえ誠一議員のご質問でございます。子どもの課題は、学校だけで抱え込まず、福祉など様々な制度や地域にある資源とつながり、子どもを共に育むための情報共有や意識向上が重要になるが、教育委員会の考えを伺うとのご質問に対して、教育は学校のみで行うものではなく、家庭や地域とともに協力しながら進めていくことが大切であり、教育委員会としては学校に対し、引き続き情報共有と相互連携の重要性について意識の向上を図ってまいりますと答弁をいたしました。

4ページをご覧ください。子どもを校種で区切らず、継続できる体制が重要であるが、どのような取組を進めるのか伺うとのご質問に対して、答弁では、保育園・幼稚園から小学校、小学校から中学校への接続、連携の取組を紹介した上で、情報を活用することの重要性について継続して学校へ発信してまいりますと答弁をいたしました。

6ページ、お開きいただきたいと思います。学童保育、サマチャレ、わくチャレの位置付けについて整理し、改めて検討を始める必要があると考えるがいかがかとのご質問に対して、社会状況などを見極めながら、ニーズに的確に対応できるよう各事業の役割を明確にし、その位置付けについて検討を進めてまいりたいと答弁をいたしました。

7ページをご覧ください。混合名簿の導入の検討が必要と考えるがどうかとのご質問に対して、教育長から、現在、小学校 60%、中学校 25%の学校が導入をしており、全ての学校においてジェンダー平等の意識を高めながら、来年度の導入に向けて検討を進めている状況となっていることを答弁いたしました。

8ページ、お開きいただきたいと思います。こちらも教育長の答弁でございました。学校の中の隠れたカリキュラムを洗い出し、学校現場への指導をすべきと考えるがいかがかとのご質問でございます。各学校においては様々な状況を踏まえながら、ジェンダー平等に通じる制服を見直す等の取組を進めていることや、教育委員会としては、各学校での意識的な見直しが進むよう引き続き指導をしていく旨を答弁いたしました。

10ページをお開きください。ゲーム障害の未然防止について、学校や家庭への周知を進めるとともに、子育て支援団体などと連携すべきと考えるがいかがかとのご質問に対しては、「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取組や、葛飾教育の日に毎年度3校から4校の小学校において学習会を実施しているということをご紹介した上で、今後は中学校や子育て支援団体も含めた学習会の実施を検討すること、ゲーム障害に関する情報や相談先について「かつしか家庭教育のすず

め」等の冊子等で紹介をしていくこと、こうした取組を多くの区民の皆様にご覧いただけるよう様々な媒体を活用する等の情報発信に努めていくことなどを答弁いたしました。

12 ページをお開きください。共産党、片岡ちとせ議員のご質問でございます。給食費のさらなる減額・無償化を目指すべき。また、公会計とするべきと思うがどうかのご質問に対しては、まず給食費の減額・無償化については、現状では引き続き保護者の負担増にならないよう対応を図っていく旨を、公会計化については、慎重に検討を重ねていく旨を答弁いたしました。

14 ページをお開きください。ここからは、学校プール水泳指導についてのご質問でございます。文部科学省のガイドラインでは、健診を終了し、水泳指導を行うよう求めているが、健診が終了していないのに水泳指導を行っている。これは安全管理に重大な影響を及ぼす危険があると思うがどうか。また、スケジュール先にありきで、水泳指導を行うことは事故に至る危険をはらむと思うがどうかのご質問に対しては、屋内・屋外のプールにかかわらず文部科学省の手引きに沿って、水泳指導に関係する耳鼻科健診、眼科健診、内科健診の終了後に実施をしていること、屋内温水プールを利用した水泳指導に当たっては、学校の状況に応じて柔軟に実施日の変更なども行いながら、円滑な水泳指導に努めていることを答弁いたしました。

15 ページをご覧ください。子どもたちの生活習慣を乱し、関係教職員の負担が出ていると思うがどうかのご質問に対しては、実際の対応例を答弁としてご紹介いたしました。

16 ページ、お開きください。こちら着衣泳についてのご質問ですが、これまでも各学校の判断で着衣のままプールに入る経験をさせたり、教室で対応方法を学ばせるといった対応をしており、教育委員会の方針が水泳指導の後退になるものとは考えておりませんと答弁いたしました。

17 ページをご覧ください。バスの移動では座席が足りず、児童が立ったままという実態があったが、大丈夫なのかのご質問に対して、路線バスは立っての乗車が認められているものであることなどを答弁いたしました。

18 ページをお開きください。シミュレーションどおりにならない現実をどう受け止めているのかのご質問に対して、初回については移動や着替えに時間を要する点もありましたが、子どもたちもバス移動や施設の利用の仕方にも慣れ、スムーズに進められるようになってきたこと、また、屋内温水プールを利用することにより、天候の影響を受けず計画的に水泳指導を実施でき、複数のインストラクターが指導補助として関わることで、水泳指導の充実が図られていることなどを答弁いたしました。

19 ページをご覧ください。二上小学校の改築では、学校敷地内の巨大駐車場が図面に示された。今後の学校建て替えのスタンダードなのかのご質問でございます。学校では、様々な行事でバスを利用するため、改築に当たっては必要な駐車スペースをできる限り設けるように計画をしており、二上小学校については引き続き様々な状況を踏まえて、配置や広さなどを検討していく旨を答弁いたしました。

20 ページをお開きください。今後の水泳指導の実施方法に関する方針で示された経費と今年度の契約金額が大きく異なる。議会に対し事実と反する説明をしたことに対して、謝罪すべきとのご質問に対しては、方針とは指導回数や児童数が異なっており、事実と反する説明をしたということではない旨を答弁いたしました。

22 ページをお開きください。バス代は1人当たりに換算すると2倍以上の開きがある。施設使用料も区営プールの指定管理者がおしなべて民間プールよりも高くなっているが、なぜかのご質問に対しては、路線バスを使わずにマイクロバスを利用する学校があること、1日当たりの送迎の回数でバス借上料が異なること、そして、指定管理者の費用が民間事業者よりも高いことについては、施設の違いに加えて、総合スポーツセンターが常時水泳教室を行う施設ではないなど、それぞれの状況を踏まえて、今年度の契約金額となっているということを答弁いたしました。

23 ページをご覧ください。暑さ対策のために、学校外温水プールに血道をあげることは、はき違いだと思うがどうか。体育授業時、部活動中の熱中症対策の具体策こそが必要と思うがどうか。学校プールで水泳指導を行う学校の対策がおざなりになっているとのご質問に対して、水泳指導の方針は猛暑のほか、雨天や低温の影響、複数のインストラクターが指導補助に加わることの有用性など、水泳指導の充実に向けて策定をしており、暑さ対策のためだけのものではないこと、また、通常の体育授業時や部活動中の熱中症対策の具体策は体育館への空調設備の設置をはじめ、必要な対策を従来から行っていること、学校プールを使用する学校では、各学校の状況に合わせて熱中予防対策を行っていることなどを答弁いたしました。

26 ページ、お開きいただきたいと思います。区営温水プールは社会教育のための施設である。学校教育としての水泳指導を優先に使うことは誤りと思うがどうか。団体の活用を制限することになるため、社会教育施設での学校の水泳指導はやめるべきと思うがどうかとの質問に対しては、法律の解釈や施設利用の正統性、区民への配慮等について答弁をいたしました。

続いて、28 ページをお開きいただきたいと思います。金町公園プールの改修について、社会教育施設として区民に開放すべきと思うがどうかのご質問に対して、社会教育施設を学校が優先的に使用することは条例・規則の規定に沿ったものであり、行政実例においてもその有益性が示されていることなどを答弁いたしました。

29 ページをご覧ください。ここからは、校則等についてのご質問となります。教育委員会は校則等の実態についてどのように把握しているか。服装や髪型の制約に対して、教育委員会はどのように考えているかのご質問に対して、教育委員会では全ての区立小・中学校に校則の提出を求め、実態を把握していること、また、服装や髪型の制約について合理的な範囲内で適切なルールとなるよう絶えず見直さなければならず、引き続き校則等の点検や必要な見直しに取り組むよう学校に働きかけていく旨を答弁いたしました。

続いて、31 ページをご覧ください。子どもの権利と校則の関係について、ど

のように子どもの意見を聞いていくのかとのご質問に対して、校則の点検、見直しを行う場合は、児童会や生徒会等の場で、児童・生徒が校則について主体的に話し合う機会を設ける等により、校則に対する理解を深め、子どもの意見を聞く機会を設けながら行うよう引き続き学校に働きかけていくことを教育長から答弁いたしました。

続いて、33 ページをご覧ください。安全のためと言いながら、大人が子どもの行動を制限するのは、子どもたちが他者との友好的な付き合い方を学んだり、問題解決能力を高める機会を奪っていると思うがどうかとのご質問ですが、子どもの安全を確保するために、子どもの発達段階に応じて、一定のルールを設けることは必要だと考えておりますが、ルールは妥当なものであるかどうかについては、常に点検や見直しが必要である旨の答弁をいたしました。

34 ページをお開きください。区立小・中学校の生理用品の配備についてのご質問ですが、こちらは既に全校において配備が完了している旨を答弁いたしました。

35 ページをご覧ください。無所属、沼田たか子議員のご質問でございます。香害について、学校現場での取組が優先されるべきと考えますが、区の見解を伺うとのご質問に対して、実際に学校での対応例を示した上で、今後も学校現場と連携・協力し、香害に対する周知啓発に努めていく旨を答弁いたしました。

36 ページをご覧ください。公明党、細木まこと議員のご質問でございます。配慮を要する子どもに対して、どのような個別対応をされているのかとのご質問ですが、配慮が必要な子どもに対しては、それぞれの特性を丁寧に把握し、個々の支援に努めており、今後も教員が学ぶ機会を作るとともに、必要な配慮の把握に努め、一人一人を大切に教育を推進していく旨を教育長から答弁いたしました。

38 ページ、お開きいただきたいと思っております。自民党、齊藤大介議員のご質問でございます。健康診断で、医師などからスポーツ活動を進められた区民が気軽に相談でき、アドバイスがもらえる体制が整備されていないように感じる。窓口などの環境整備をしていく必要があると考えるが、区の見解を伺うとのご質問でございますけれども。こちらは生涯スポーツ課での対応例をお示しした上で、今後は健康事業を実施している他部署とも連携をし、相談窓口の体制、環境整備の充実に取り組んでまいりますと答弁いたしました。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、令和4年教育委員会第6回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時45分